

定 款

一般社団法人 あさひ区民利用施設協会

平成26年 7 月 1 4 日 作 成

平成26年 7 月 2 4 日 公証人認証

平成26年 8 月 1 日 会 社 成 立

一般社団法人 あさひ区民利用施設協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人あさひ区民利用施設協会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、市民利用施設の管理運営に関する業務及び地域住民の自主的サークル活動や地域活動への支援等を行うことにより、市民の相互交流を深め、ふれあいのある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区センター、コミュニティハウス、スポーツ会館、こどもログハウス等市民利用施設の管理運営事業
- (2) 地域交流事業
- (3) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を横浜市旭区に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同する個人であって、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 旭区連合自治会町内会連絡協議会の代表
- (2) 当法人が管理運営する市民利用施設の委員会の代表

(3) 当法人の事務局長として理事長が選任した者

(4) その他理事会が必要と認める者

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の社員となるには、当法人所定の入会申込書により、入会の申込みを行うものとする。

(入会金等の徴収)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会の決議により、社員総会により定められた額を、社員から徴収することができる。

(任意退会)

第9条 社員は、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。退会の申し出は、1か月以上前に予告するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、第18条第2項第1号の社員総会の決議によって、当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第11条 社員は、次に挙げる事由によって、その資格を喪失する。

(1) 第8条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき

(2) 当該社員が死亡したとき

(3) 総社員が同意したとき

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会基準、会費及び入会金の額
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。
- 3 総社員5分の1以上の社員は、理事長に対して社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 4 社員総会を招集するには、総会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長又はその他の理事が当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1議決権を有するものとする。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、当法人の社員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

2 議長及び出席した社員の中から選任された議事録署名人1名は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 3名以上15名以内（理事長、副理事長、専務理事を含む。）
- (5) 監事 2名以内

2 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）（以下「法人法」という。）における代表理事とする。

(役員を選任及び資格)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。
- 3 監事は、法人の理事及び使用人を兼ねることができない。
- 4 理事とその理事の配偶者、三親等以内である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事も同様とする。

(役員職務及び権限)

第23条 理事長は、法人を代表し、業務を執行する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があった時は職務を代行する。
- 3 専務理事は、常勤理事として、第1項及び第2項に定めのあるもの以外の当法人の業務を執行し、併せて日常業務の指揮監督を行う。
- 4 第1項から第3項以外の理事は、当法人を維持発展させるため、業務の円滑な執行及び業務改善等について、意見、提言を行う。
- 5 監事は、理事の職務の執行及び会計を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 6 監事は、理事及び使用人に対して、いつでも事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補充又は増員により選任された理事及び監事の任期は前任者又は現任者の任期の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、現任者の残任期間が2年に足りないときは、前項によるものとする。
- 3 理事及び監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(役員)の損害賠償責任の免除)

第27条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第28条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選任及び解任
- (4) 社員総会の日時、付議事項の決定

(招集)

第30条 当法人の通常理事会は、毎年2回招集する。

2 臨時理事会は、下記の事由があるとき招集する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 他の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 書面請求による理事会を理事長が招集しない場合において、その請求した理事が招集したとき

3 理事会は、理事長が招集する。ただし、前項第3号の場合及び法人法第101条第3項に基づき監事が招集する場合を除く。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障のあるときは、副理事長がこれに代わる。

(理事会の決議)

第32条 理事会の決議は、決議において特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときには、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第33条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

第6章 基金

(基金の拠出)

第34条 当法人は、社員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第37条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 資産及び会計

(資産)

第38条 当法人の資産は、次の各号に掲げられるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載される資産
- (2) 寄付収入
- (3) 事業より得られた収入
- (4) その他収入

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業報告及び決算)

第40条 毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、かつ理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 当法人は、前項の規定により報告され又は承認を受けた書類のほか、監査報告書を、10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会において、議決権の3分の2以上にあたる議決をもって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の議決その他法令で定める事由により解散する。

(残余財産)

第44条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、横浜市に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局の設置等)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置き、理事長が任免する。

- 3 事務局長は、原則として、専務理事が兼務する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(帳簿及び書類の備え付け)

第46条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- (3) 役員の名簿並びに職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び根拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

(情報公開)

第47条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等について、ホームページ等を利用して、積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

第48条 当法人は、業務上知りえた個人情報の保護に、万全を期すものとする。

第10章 附 則

(委 任)

第49条 この定款に定めるものの他、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(利益供与の禁止)

第50条 当法人は、当法人に対し財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して、特別の利益を与えることを禁止する。

(設立時社員の氏名及び住所)

第51条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

横浜市旭区万騎が原104番地

設立時社員 佐々木 明 男

横浜市旭区中尾二丁目9番18号

設立時社員 谷 勉

横浜市旭区鶴ヶ峰本町二丁目14番18号

設立時社員 峯 宇 邦 男

横浜市保土ヶ谷区新井町192番地21

設立時社員 仲 俣 正 之

(設立時の役員)

第52条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐々木 明 男

設立時理事 谷 勉

設立時理事 仲 俣 正 之

設立時監事 峯 宇 邦 男

(設立時の代表理事)

第53条 当法人の設立時の代表理事は、次のとおりとする。

横浜市旭区万騎が原104番地

設立時代表理事 佐々木 明 男

(最初の事業年度)

第54条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第55条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人あさひ区民利用施設協会を設立するため、設立時社員4名の定款作成代理人である司法書士 田近 淳 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成26年7月14日

設立時社員 佐々木 明 男

設立時社員 谷 勉

設立時社員 峯 宇 邦 男

設立時社員 仲 俣 正 之

上記設立時社員4名の定款作成代理人

横浜市旭区二俣川一丁目46番地21

司法書士 田 近 淳

(登録番号 第981号)